

狂牛病（牛海綿状脳症）対策の強化に関する意見書

群馬県で飼育されていた乳牛が国内3頭目の狂牛病（牛海綿状脳症）であることが確認された。新たな狂牛病の牛の発見は、後手に回った政府の重大な責任を改めて浮き彫りにしている。1頭目の牛も2頭目の牛も、生まれは1996年である。WHO（世界保健機関）が加盟国に、狂牛病の感染源となる肉骨粉を牛に与えないように勧告を出した年である。政府が、これを真剣に受けとめ、遅くともこの時点で肉骨粉の使用を禁止していれば、感染源を防ぐことができたのではないかと痛感せずにはいられない。

よって、本市議会は、政府が「日本は安全」と必要な対策を怠ってきたことを反省し、早急に以下の対策を講じることを求める。

- 1 最初の狂牛病となった牛の感染ルートの解明が残されたままであることが、消費者の不安を増幅させている。感染した牛がどんな経路で感染したのか、徹底的な原因究明を行い、全頭検査の内容を含め狂牛病にかかわる情報を包み隠さず公開すること。
- 2 政府の失政で深刻な被害を受けている牛肉生産農家や関係業者に対して、政府の責任で万全の支援と被害補償を行うこと。
- 3 もともと草食で植物の茎や葉などの飼料をたんぱく質に変える能力を持つ牛に肉骨粉などの動物性の飼料を与えた背景には、牛の健康より肥育を優先する安全性を無視した畜産政策がある。また、もともと日本の生産性の低い草地土壌や地形、その上粗放な管理にも要因があった。飼料を輸入に依存し、規模拡大政策を推進してきた政府の畜産政策を見直すこと。安全な食べ物が消費者に行き渡ることを目指し、牛の生態にあった肥育と加工が行えるようにすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成13年12月21日

三鷹市議会議長 中山和政